

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和2年8月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和2年8月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番	加藤	光雄
2番	浅井	弘幸
3番	黒宮	俊明
4番	榎田	法行
5番	平野	洋二
6番	黒宮	喜代子
7番	岡村	なつ枝
8番	白木	斉
9番	丹村	巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松	和憲
伊藤	博幸
加藤	哲也
花井	文彦
伊藤	久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員	多賀	達人
事務員	服部	彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長	多賀	達人
------	----	----

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長 本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

只今より、木曾岬町農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員はございません。

よって出席委員は、農業委員9名、推進委員5名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長 次に、書記の指名を行います。

書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、多賀 事務局長 よろしくお願ひ致します。

議長 只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願ひ申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長 農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、浅井弘幸委員、黒宮俊明委員にお願ひ致します。

ご両名の方、よろしくお願ひ致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会事項書に基づき説明をさせていただきます。

まず、事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については田 〇〇 件 〇〇 m²の申請です。

3ページの1番の所有権移転については、〇〇〇〇、地目 田、地積は 〇〇 m²と 〇〇〇〇、地目 田、地籍は 〇〇 m²の2筆で合計 〇〇 m²です。譲渡人は 〇〇〇〇、譲受人は 〇〇〇〇

です。

本件については、別で配布致しました「令和2年8月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

まず第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないこととなります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、所有地の自作地が m^2 で、 m^2 、 m^2 となっています。

次に2ページの1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物は m^2 が m^2 で、 m^2 で m^2 です。

機械の所有状況は、1台、1台、1台、1台です。

農作業に従事する者としては、年の農作業歴があり、世帯員等その他常時雇用している労働力は、の名で農作業経験もあり、申請地までの距離は km 内で移動時間は車で分以内です。

次の2号、3号については該当ありません。

次に資料3ページの第4号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後において農作業に常時従事すると認められない場合は許可することが出来ないこととなります。

農作業に従事する者の氏名は：、主たる職業：、権利取得者との関係は本人、農作業への年間従事日数は150日、、主たる職業：、権利取得者との関係は、農作業への年間従事日数は日です。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないこととなります。

5-1 権利取得後における経営面積は、 m^2 です。

次の6号については全て該当ありません。

次に資料の5ページ第7号関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可することが出来ないこととなります。

「集団性への影響はなく、周辺地域への営農を阻害する要因はない。万一周辺農地等に被害を及ぼした時は、当方で責任をもって解決する。」としてい

ます。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましても、「地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。地域の農地の利用調整に協力します。農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。」としています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に事項書に戻っていただきまして4ページ「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は畑、1件、 m^2 です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くこととなりますが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

申請番号1番についての区分は賃借権、申請地は m^2 、地目畑、地積 m^2 で、賃貸人は m^2 、賃借人は m^2 です。

当該申請は一般住宅建築用地としての転用で、隣接地の状況は、北と東が畑、西が道路、南が畑・境内地となります。雨水排水の計画は、宅内で集水して西側町道の既設側溝へ排水する計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、集落に接続している畑であり居住する者の日常生活上必要な施設であることから施行令第4条第1項第2号イの不許可の例外に該当すると判断します。

以上、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると考え、転用可能と判断させていただきます

次に、事項書の6ページ「議案第3号 農用地利用集積計画について」についてですが、利用権の設定に係るもの貸付人4戸、借受人3戸の、筆数が m^2 筆で、面積は m^2 です。

次に8ページの整理番号001の1番から2番は、利用権の設定を受ける者は m^2 、利用権の設定を行う者が m^2 で、1番 地目、田の面積が m^2 の m^2 筆 作物は水稻、2番 畑の面積が m^2 の m^2 筆 作物は野菜類です。利用権等の存続期間、設定期間は m^2 年間で、新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の9ページとなり、詳細中借賃については m^2 となります。

次に8ページの整理番号002番の1番から2番は、利用権の設定を受ける者は m^2 、利用権の設定を行う者が m^2 で、1番 地目、田の面積が m^2 の m^2 筆 作物は水稻、2番 畑の面積が m^2 の m^2 筆 作物は野菜類です。利用権等の存続期間、設定期間は m^2 年間で、新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の10ページとなり、詳細中借賃については m^2 となります。

次に整理番号003の利用権の設定を受ける者は m^2 、利

用権の設定を行う者が[]で、地目、田の面積が[]㎡の[]筆です。利用権等の存続期間、設定期間は[]年間で、作物は水稲で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の11ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり[]キロの物納となります。

次に整理番号004の利用権の設定を受ける者は[]、利用権の設定を行う者が[]で、地目、田の面積が[]㎡の[]筆です。利用権等の存続期間、設定期間は[]年間で、作物は水稲で新規の賃借権となります。利用権設定の各筆の詳細は、資料の12ページとなり、詳細中借賃の支払方法は10アールあたり[]キロの物納となります。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させていただきます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確認を賜りますようお願いいたします。

[休会 午後 7時16分]
(申請書回覧)

議長 それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会議を再開いたします。

[開会 午後 7時22分]

議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきましては、担当地区の農業委員及び推進委員のご意見をいただるところですが、今回は、旧農業委員が意見書にサインしていますので、旧推進委員で申請地の担当であります「白木斉委員」のご意見頂きます。白木委員お願いします。

白木 斉 特に問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

ただいま担当委員さんにご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願ひます。

(他に意見なし)

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、こちらも旧推進委員、

農業委員が意見書にサインしていますので、申請地の旧担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに「白木 斉委員」をお願いします。

白木 斉

特に問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

次に「平松 和憲委員」のご意見ををお願いします。

平松和憲

一般住宅建築であり、特に問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。

ただいま担当委員さんにご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(他に意見なし)

議 長

それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します

議 長

続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」ですが、この申請者につきましては、XXXXXXXXXXでございますので、XXXXXXXXXXは退室いただいて、8名で採決いたします。

(XXXXXXXXXX 退室)

議 長

「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手8名)

議 長

ありがとうございました。
挙手8名により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することになります。

([REDACTED] 入室)

議 長

続きまして、「議案第3号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。
挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案どおり可決決定致します。

議 長

これもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。
長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。
これもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。
(午後 7時34分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和2年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員